

第 29 回軽米町議会臨時会

令和 4 年 4 月 27 日 (水)

午前 10 時 04 分 開 会

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 4 議案第 2 号 令和 4 年度軽米町一般会計補正予算 (第 1 号)

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課	長	福島	貴浩	君
会計管理者兼 税務会計課 総括課長兼 収納・会計 担当課長		日山	一則	君	
産業振興課	総括課	長	江刺家	雅弘	君
再生可能エネルギー推進室	長	福島	貴浩	君	

○職務のため議場出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向	孝行	君
議会事務局	主事	竹林	亜里	君
議会事務局	主事	松坂	俊也	君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第29回軽米町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
本日付で町長から議案2件の提出がありました。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。
4月25日午前10時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、議案2件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において2番、西舘徳松君、3番、江刺家静子君の両名を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕
○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間に決定しました。
-

◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明、委員会付託

- 議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて及び日程第4、議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、税務会計課総括課長、日山一則君。

〔税務会計課総括課長 日山一則君登壇〕

○税務会計課総括課長（日山一則君） 議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴いまして、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、軽米町税条例等の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分をさせていただきました。つきましては、同条3項の規定により本議会への報告とともに承認をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照方式により作成しております軽米町税条例等の一部を改正する条例により、主な改正内容についてご説明申し上げます。

今回の条例改正におきましては、第1条として軽米町税条例の一部改正を、第2条として令和3年3月31日に専決処分により改正した軽米町税条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものでございます。

最初に、町民税に係る主な改正内容についてご説明いたします。議案につきましては、A4の横でございます改正条例の1ページを御覧いただきたいと思います。

第34条第4項及び第6項を御覧ください。これまで個人町民税では特定配当等及び特定株式譲渡所得の課税について所得税と異なる課税方式を選択できることとなっておりましたが、課税方式を所得税と同一とするという改正が行われたものでございます。

これに伴いまして、条例の3ページを御覧いただきたいのですが、第35条の9において配当割額及び株式譲渡割額の控除については確定申告書の記載によるのみ行うこととなるものでございます。

2ページの第35条の7を御覧ください。寄附金控除の対象とされておりました特定公益増進法人の認定を受けている民法法人について、経過措置が終了したことに伴いまして、当該部分を条文から削除するものでございます。

続きまして、3ページから4ページを御覧ください。第37条の3の2及び第37条の3の3でございますが、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族を把握するに当たりまして、退職手当を有する配偶者及び16歳を超える扶養親族について扶養親族申告書等へ明記することが義務づけられ、改正するものでございます。

関連いたしまして、13ページになりますが、先ほど申し上げました第2条として、令和3年専決処分により改正した第37条の3の3の改正規定でございますが、

これにつきましても16歳を超える扶養親族に係る条文を追加することとしております。

施行期日の1年前倒しで令和5年1月1日に改正するものでございます。

この改正により扶養控除額の適正な算定が図られるものでございます。

続きまして、6ページの附則第7条の3の2を御覧ください。住宅借入金控除の適用期限を令和7年12月31日まで4年延長し、適用期間を令和20年度分までの5年度分を延長するものでございます。

次に、固定資産税関係につきましてご説明申し上げます。8ページを御覧ください。附則第10条の3では、熱損失防止改修工事、いわゆる省エネ住宅の改修工事でございますが、行われた場合は固定資産税の減額の措置の対象となっております。この対象工事の工種を拡充するというものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。附則第12条でございますが、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限って商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%に、現行では5%としておりますが、2.5%とするものでございます。軽米町においては該当はございません。

次に、国民健康保険税につきましてご説明申し上げます。6ページの第127条を御覧ください。国民健康保険税課税限度額につきまして、令和2年度改正において3万円引き上げられ99万円とされておりますが、今回の改正においても、負担の公平性の確保及び中間所得層の軽減を図る観点から、基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げ、介護納付金課税額に係る課税限度額17万円を合わせた合計額を102万円に改正するものでございます。

これに合わせまして、第148条の国民健康保険税の減額につきましても限度額の引上げに伴い改正するものでございます。

その他、地方税法等の改正によりまして本条例中の引用条文のずれ等が生じるものがございますので、所定の整備を講ずるものとしております。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第1号）について、総務課総括課長、福島貴浩君。

〔総務課総括課長 福島貴浩君登壇〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） 議案第2号の提案理由を申し上げます。

議案第2号は、令和4年度軽米町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億2,423万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ76億7,623万9,000円とするものでございます。

新岩手農業協同組合が進めるライスセンター整備事業に係る強い農業づくり総合支援交付金と脱炭素社会を見据えた地域再エネ導入戦略策定支援事業に係る歳入歳出予算を内容とするものであります。

地方債の補正につきましては、2ページを御覧願います。第2表のとおり、地方債の補正は、ライスセンター整備事業に係る強い農業づくり総合支援交付金の財源とするため、過疎対策事業債の借入限度額を4,220万円増額しようとするものでございます。

議案第2号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案2件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際、総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案2件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会終了まで休憩します。

午前10時17分 休憩

午後 零時03分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号及び議案第2号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて及び日程第4、議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題とします。

議案第1号及び議案第2号の2件について、特別委員会での審査の結果の報告を求めます。

令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会委員長、本田秀一君。

〔特別委員長 本田秀一君登壇〕

○特別委員長（本田秀一君） 第29回軽米町議会臨時会において特別委員会に付託された案件は、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第1号）の計2件でありました。

特別委員会は、軽米町役場3階会議室において、当局の出席の下、提案理由の補足説明を求め、慎重な審議がなされました。

中でも議案第2号では、令和4年度軽米町一般会計補正予算（第1号）、2款総務費、脱炭素社会に向けた軽米町地域再エネ導入戦略策定支援事業についての調査費用、環境省からの補助金10分の10（上限1,000万円）の今後の取組についての質疑、また6款農林水産業費、JAライスセンター建設に伴う軽米町の負担割合算出根拠などについての質疑など、各委員から終始活発な議論がなされました。

審査の結果についてご報告いたします。一部の議案に反対がありましたが、議案第1号については賛成多数で可決し、議案第2号については全会一致で可と決したことをご報告いたします。

以上、委員長報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 3番、日本共産党、江刺家静子です。今回、議案第1号、専決処分の承認、軽米町税条例等の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

今回改正するのは、3月31日に公布された地方税法施行令の改正に伴うもので

あると説明がありました。その中で、127条、国保税の課税額について、私は次のようなことから反対するものです。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を医療保険分においては63万円から65万円に引き上げる、また後期高齢者支援分については19万円を20万円に引き上げる、介護支援分は据置きですが、総額で3万円の引上げとなり、これまで99万円だった最高限度額が102万円になるものです。これらの対象となる世帯数は、令和3年度の例から試算したところ18世帯、負担する金額は55万2,000円ぐらいになるという試算の説明がありました。

国民健康保険税が協会けんぽなどと比べて非常に負担が重いということは、これまでも私は国保税の引下げについての説明の中で述べてまいりましたが、全国の知事会でも均等割の廃止など、地方への1兆円の財政支援こそいの一歩に行うべきだということを表明しております。国に対して要望しております。

今回の税改正は、国の言いなりになったこの国保の行政を、軽米町として99万円から102万円というこの引上げに対して、ぜひとも軽米町民の立場に立って反対するものです。

全国知事会が要望した法律の改正と財政支援を国に強く要望するとともに、この今回引上げになる55万2,000円ということですが、金額の移動は少しはあるかもしれませんが、一般会計からの繰入れによってこの最高限度額を改正することに反対するものです。

皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 4番、中村です。ただいま反対討論がございましたので、賛成討論という立場で申し述べさせていただきます。

今回の議案第1号につきましては、地方税法、国の法律が改正になったことに伴い軽米町の町税条例を一部改正したと。地方自治体である軽米町は、やはり国、県等の法律等に伴いながら町を進めていかなければならないという実態がありますので、これについて、毎年のことですけれども、地方税法等が改正されて、今の時期に専決処分の承認を得る議会がございます。

あえて先ほどの反対討論の内容をお伺いしますと、町で補填してやればいいのかというふうなお話でございましたけれども、専決処分については特に異論はないのではないかなと。やはり専決処分については町で与えられた権限でもってやられているものであり、ですからこれについては特に反対するものではない。我々は反対

するというよりは、その内容をいかにして理解して、住民のために今後どうあればいいかということを中心に考えるのが我々の責務ではないのかなというふうに思うわけです。

ですから、ただ専決処分したものに対して反対するということについては私は違和感を感じましたので、あえて賛成討論とさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。議案第1号に一部反対がありましたので、採決は2回に分けて行います。

最初に、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号に対する委員長の報告は、原案を承認とするものです。議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。議案第2号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第2号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第29回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 零時14分）